

第1回志摩市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1. 開催場所	志摩市役所 405会議室
2. 開催日時	令和5年8月9日(月) 14時00分 開会 14時55分 閉会
3. 出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会委員 11名 尾崎委員、前田委員、米奥委員、上村委員、竹村委員、向井委員、橋本委員、河原委員、石田委員、澤田委員、金光委員 ・事務局 4名
4. 欠席委員	館委員、宗田委員
5. 会議案件	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出について ・志摩市いじめ問題対策連絡協議会の役割について ・いじめの認知件数及びいじめ防止対策に係る取組について
6. 議事概要	<p>(事務局)</p> <p>ただいまから、第1回志摩市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。私、志摩市教育委員会事務局学校教育課の橋爪と申します。</p> <p>本来ですと、会議の進行は、会長にお願いするところですが、今回は、会長を含む委員の改選があり、まだ会長が決まっておりません。そこで、誠に恐縮ですが、会長選任までの間は、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、先だつて送付しました資料はご持参いただいておりますでしょうか。ない場合はお渡ししますので、お申し出ください。</p> <p>本日、机の上に「事項書」、「いじめ認知件数」、「いじめ防止対策に係る主な取組」を配布させていただきました。「いじめ認知件数」と「いじめ防止対策に係る主な取組」については、先だつて送付した資料に、一部、加筆・修正している最新のものになります。本日は、こちらをご覧ください。</p> <p>それでは、事項書に沿ひまして、まず、改選のあつた委員の皆様のみ委嘱状を交付させていただきます。委嘱状につきまは、席上に配布させていただいておりますので、お名前のご確認をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長より皆様へのご挨拶を予定していましたが、別の公務により出席することができなくなりましたので、預かつた挨拶文を事務局において、代読させていただきます。</p> <p>～あいさつ～</p> <p>続きまして、委員の皆様方から、自己紹介をお願いしたいと思います。ご着</p>

席のまま、お名前、役職などをお願いいたします。

～委員自己紹介～

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の自己紹介をいたします。

～事務局自己紹介～

ここで、会議の定足数の確認を行います。本日は11名の委員にご出席いただいております。委員の過半数のご出席をいただいておりますので、志摩市いじめ防止対策推進条例第15条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを確認させていただきます。

それでは、事項3の「会長の選出」をお願いしたいと思います。志摩市いじめ防止対策推進条例第14条の規定では、「委員の互選により定める」となっております。委員の皆様方でご意見等が特にないようであれば、事務局の案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、事務局案といたしまして、会長は志摩市小中学校長会の会長であります東海小学校長の上村覚委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員全員から賛成の拍手あり)

それでは、会長は上村委員ということで、よろしくお祈いします。ここからの進行は、上村会長をお願いいたしますので、お席の移動をお願いいたします。

(委員)

改めまして、こんにちは。会長に選任されました上村です。委員の皆さん、よろしくお祈いいたします。

それでは、早速ですが議事に入ります。事項書に沿いまして、まず、議事(1)「志摩市いじめ問題対策連絡協議会の役割について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、委員の皆様の改選がありましたので、再認識の意味も込めまして、志摩市いじめ問題対策連絡協議会の役割について説明いたします。それでは、資料3「志摩市いじめ防止対策推進条例」の3ページをご覧ください。

条例第11条の規定にありますように、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定を根拠として、本協議会は設置されております。

そして、次の条例第12条をご覧くださいますと、本協議会の所掌事務としまして、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携並びにいじめの防止等の対策を推進するために必要な事項に関し協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとするとしております。

これがまさに本協議会の役割となります。続きまして、資料4「志摩市いじめ防止基本方針」の5ページ(1)①をご覧ください。この方針では、もう少し本協議会の目的と役割について触れており、「いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行う」としています。以上の趣旨から、本協議会が設置されておりますことをご認識くださいますよう、お願いいたします。

それから、資料2「志摩市いじめ防止等に係る組織関係図」では、本協議会を含めまして、各機関との相関関係が図示してありますので、こちらも併せてご承知おきください。

以上で、議事(1)の説明を終わります。

(委員)

ありがとうございます。それでは、続けて、議事(2)「いじめの認知件数及びいじめ防止対策に係る取組について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

少し時間をいただきます。よろしく申し上げます。

資料5・資料6をご覧ください。まず、「いじめの認知件数」について、資料5により説明します。7月末時点で小中学校を合わせて全27件です。本年度もいじめ防止対策の取組の一つとして、児童生徒への年間4回の生活アンケート調査の計画を立て、第1回を5月下旬から6月上旬に実施しました。調査結果につきましては、資料5のとおり、括弧内に書かれた数字が、アンケートから認知した件数となっています。アンケート以外での認知が小学校で7件、中学校では11件である状況であり、中学校での認知件数のほとんどが、本人からの訴えを中心としたものになっています。

続いて、資料6により説明します。(1)①の「いじめの積極的認知の必要性について」、

第1回志摩市役所市小中校長会において、いじめ見逃しゼロの提言をもとにし

た研修を教育長より行い、各学校において「いじめの定義」の留めなおしとともに、いじめの積極的な認知についての意識改革や取組の推進を行ってきました。

年間4回のアンケートや教育相談、子供のつぶやき、保護者からの相談など、あらゆる機会を捉えて、いじめにつながる事象を拾い上げ、認知について取組の推進を図っています。

昨年度の件数との比較では、7月末時点での認知件数においても、小中ともに、昨年度を上回る認知件数を示しています。

各校において、いじめを見逃すことなく、積極的な認知が行われていると捉えています。

しかしながら、本人からの訴えを中心とした認知ができているとはいえ、中学校のアンケートの認知件数が低いことから、次回のアンケートに向けては、実施体制についてや、マンネリ化していないかどうかの確認をし、発信していきたいと思っています。

(2) について、立命館大学の野田教授による「生徒指導担当者の視点から学ぶ」や、市役所の法務監・石田弁護士による「いじめや不登校への対応等、児童生徒との関わりについて」の研修会をはじめとして、管理職や生徒指導担当、不登校担当などを対象とした研修会を開催しています。

また、ふれあい教室主催で、希望する職員対象の事例検討会や、各校において事例検討会を開催しています。教育委員会としましても、そういった事例検討会に参加し、サポート体制を強化しています。

(3) ①について、先ほども延べましたが、年4回のアンケートを今年度も実施していきます。各校において、より丁寧な児童生徒への関わりを働きかけ、引き続きアンテナを高くしていくとともに、児童生徒の話に耳を傾ける機会としていきます。

②について、月1回の定例会として実施していきます。不登校児童生徒や不登校傾向にある児童生徒を総合教育センターと学校教育課で連携して把握し、情報の共有を図ります。さらに、関係機関とのつながりや、学校・保護者・本人との関わりを確認し、先ほど述べた児童生徒がどこともつながっていない場合には、早急に学校へ働きかけ、ケース会議や相談活動を持っていく体制を維持していきます。現段階において、不登校児童生徒数は、7月末時点で21人おり、その中で、スクールカウンセラーを含む関係機関とつながっていない児童生徒は現在いない状況です。引き続き支援の場を作る取組を進めていきます。

③について、対人暴力などの問題行動報告の内容に対して、学校と教育委員会事務局が連携して具体策を考える取組を進めていきます。また、報告のあった月だけにとどまらず、継続した経過、追跡や支援を行い、状況に応じて、関

係機関につなげていきたいと考えています。

(4) ①・②について、警察と連携して、SNSに関する教室や保護者講演会を実施していきます。本年度も、それぞれの学校で児童生徒を対象とした教室を行い、1校が保護者講演会を予定しています。また、昨年度の実績として、志摩市PTA連合会の全市の保護者を対象としたSNS講演会を開催しています。具体的に言いますと、鳥羽警察署生活安全課によるネットトラブル防止教室、三重県警察本部生活安全課によるネットワーク教室、市関係各課と連携した講演・人権学習と融合した講演事業を実施していきます。

③について、ケース会議の積極的な開催による相談機関への接続機会の拡大を目指していきます。今年度4月から7月の4箇月間で8回のケース会議を開催しました。

学校から、ふれあい教室、こども家庭課や学校教育課へ相談があり、ケース会議を開催する流れができつつあります。

その都度、関係機関が情報共有を図り、各機関での対応を確認し、実行に移すことができます。

その取組の中で、保護者の方から教育相談につながるケースがありました。

④について、昨年度同様、市の直接雇用で、臨床心理士を1名、総合教育センターに配置し、相談活動を強化しています。それに伴って、児童生徒及び保護者の相談件数が増加しました。

(5) ①について、志摩ふれあい人権フォーラムの作文選出の際に、いじめに関連する内容を取り扱ってもらうよう働きかけ、いじめの観点で議論ができる場を作っていきます。正しい知識を知り、自ら行動できる児童生徒の育成に粘り強く取り組んでいきます。

②について、児童生徒のいじめ防止における主体的な各校の取組を紹介して、学校間の交流を図っていきます。

(6) について、いじめ不登校の未然防止の取組として、児童生徒の心の居場所になっている、自分という存在が大事にされていることを目指した魅力ある学校づくりへの取組や、児童生徒のしなやかな心の回復を目指したレジリエンス教育の取組を、令和5年度においては、浜島中学校を加え実践していきます。今年度は、志摩市の小中学校へSS・SSWが年間で15日間（時間として105時間）配当されました。

1学期では、SSWに、生活背景が厳しい児童生徒の保護者支援やケース会議に入っただき、適切な助言をいただいています。また、昨年度、文岡中学校学校運営協議会が主催した不登校支援のための居場所づくりとして、「文岡中学校ほっとる一む」が開設されています。

そして、今年度7月に志摩中学校の「ほっとる一む」が開設されました。そ

こへ来る生徒達は、自分のペースで自分のやりたいことをする中で、エネルギーを貯めていける場所となっています。

様々な理由で学校に行きにくい生徒に、私達はどのような支援ができるのかを模索しながらも、このような取組が不登校生徒を抑えている現状であると考えています。新規不登校児童生徒数の変容などをもとに、取組の成果等を検証しながら、子供達に場所があり、それぞれが絆で結ばれた学校づくりを進めていきます。以上です。

(委員)

ありがとうございました。

これまでの事項につきまして、事務局の方に確認したい方とか、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

(委員)

例えばですけれども、いじめの問題が発覚した場合、そういうものがここに報告されるという形になるのでしょうか。そして、報告された件についてここで協議するのでしょうか。

(事務局)

基本的には各学校の一つ一つのいじめの報告というよりは、志摩市全体の中で、いじめ防止に関しできることを模索しながら進めていく協議会になります。ただし、事案内容によっては、事例検討ではありませんが、こういう事案が実際に起きている中でこういう対策を行っているということ、共有させてもらう場合もあるかと思えます。

(委員)

会議は、年間何回と定期的にやってくるのか、随時開催していくのでしょうか。

(事務局)

年間2回開催しております。先程ご説明したような事例等があればその話題提供や取組の反省等、こういった形で学校現場に対し、事務局や関係機関が携わることができるかを議題の中心にお話できればいいと思います。ただし、緊急に集まっていただく可能性もあります。まだ本協議会は立ち上げて数年しか経過しておりませんので、そういったところも模索しながら、今後のあり方もまた一緒に検討していただければと考えております。

(委員)

今回、7月末時点ということで年度途中での報告だと思いましたが、アンケートはどのような方法で実施されているのでしょうか。

(事務局)

5月下旬から6月上旬にかけて、学校においてこの日と決めたタイミングで実施しています。タブレット端末等を活用して回答してもらったものを集約して、いじめの認知があった場合は、担任を含む学校のチームとして、対応していきます。

(委員)

年度末には、累計により7月末現在のものを更新するのでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

アンケートについてですが、例年取っていただいでいて、昨年度の協議会でも、委員から何点か意見があったかと思います。それによって何かやり方を変更したことなどはありますか。それとも例年どおりでしょうか。

(事務局)

基本的には県と統一した用紙を使用していることもあり、文言自体を大きく変更したというようなことはありません。ただ、実施に当たって、先程申し上げたように、小学校と中学校によっても、また、学年によってもやり方というのは大きく違って来るかと思えます。

現状、タブレットを活用して実施した学校もありますが、低学年等に対しては、非常に丁寧に、場合によっては自宅に持ち帰らせて実施する場合があります。事務局からは、タイミングや働きかけなど、どのような形で実施していくかといったことについて、留意点を各学校に発出して、アンケートを実施させていただいている状況です。

(委員)

アンケートは100%に近い回収率ですか。

(事務局)

はい。

(委員)

アンケートに関わって、資料5でお示しいただいたように、いじめの認知件数とアンケートでの回答数に差があるかと思いますが、その件についてはどのように分析されているのでしょうか。

(事務局)

いじめのアンケートを取るタイミングもあるかと思いますが、いじめが起こってからへの対応というよりも、未然防止の方に注力した方が絶対に効果的です。

何かあった場合に子供から声をかけてくれたときや、学校において毎日担任とやりとりする際に少し気になる言葉が入ってきたりした場合において担任から声かけした時に認知する部分があるので、アンケート以外からの認知もあります。

なお、アンケートが全てではなく、あくまでも子供達のいじめを拾い上げる手段の一つであろうかと思いますが、ただし、中学生になると、アンケートは大きな役割を占めます。令和2年度は61件の認知件数に対して、そのほとんどの57件がアンケートということで、自分で訴えができた件数は4件でした。一方で、本来私達が目指すべきところは、いつでも、どこでも、誰にでも、そういった訴えができることを着地点として、取組の方を進めております。先程からご意見をいただいているやり方を踏まえ、あり方等を考えていきたいと思えます。

(委員)

これで、事項書にある(1)と(2)が終了しました。いじめ対策については、どうしても教育委員会や学校の話が多くなってくるかと思いますが、本協議会の趣旨として、いじめに特化せず、広く捉えて子供達の置かれている状況や人権といった観点で、皆様の機関がどのような取組をされているのか、その中で見えてきた子供達の様子や課題等があればこの場で共有させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。情報共有しておいたほうが良いと思われるようなことがございましたら、ぜひご紹介ください。よろしくお願いいたします。

(委員)

地域福祉課では、現在、全国的な福祉の課題である孤立・孤独・ひきこもりという問題が出てきています。従来は、既存の制度を適用することにより解決

を図ってきましたが、新しい社会福祉法のもとでは、解決を図っていく部分もありますが、解決を図るというよりは、既存の制度で適用できない部分についても、対応していくこととされています。その制度を適用できないものというのが孤立・孤独・ひきこもりの問題です。子供達が学校を卒業した後も、引き続き連携していく必要があります。また、ひきこもりについては、ひきこもった年数が長ければ長いほど回復に時間がかかるというふうに聞いています。そうすると、やはり若いうちからの対応が非常に大事になってくると認識しています。地域福祉課においてもまだ手探りの状況であり、ひきこもり当事者に対する直接のアプローチはなかなか難しいことから、まずは家族へのアプローチから進めているところです。教育委員会、学校の皆様との連携をお願いしたいなと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。関係機関との連携の中で、義務教育を終え卒業したら終わりではなく、高校入学後もある程度の追跡は行っています。また、どうしても進路選択の中で、なかなか進学・就職にたどり着けない生徒もいるという現状の中で、15歳以降の対応について、保健福祉の会議や、こども家庭課と連携するなどして、見届けや対応も一昨年頃からようやくできるようになりました。あり方等の検討や連携を行っていきたいと思います。引き出し等もまだまだ少ないことから、ご指導いただきたいと思います。

(委員)

人権擁護委員についてですが、人数は伊勢・度会・鳥羽・志摩で56名、志摩市は12名います。そして、全体としての活動と市での活動があります。市では、主に啓発が中心で、一般の方々へのピラ配りなどを行っています。その中で、子供達への啓発については、なかなか機会がありません。毎年、年度当初に校長会とか園長会等で、活動内容の説明や案内はさせていただくのですが、今のところ、幼稚園・保育所からは3園(所)の申込状況です。

コロナ禍前には10園(所)、保育所・幼稚園から申込みがありました。

小中学校は、忙しいということで聞いていますが、資料No.6(4)の「関係機関・外部機関との連携による取組」というところが人権擁護委員として関係する部分なのではないかと思います。どういったところで連携や協力ができるのかと考えると、同資料②「いじめ予防授業」の継続的な取組の中で、人権擁護委員としての子供達への啓発により、授業とまではいかないかもしれませんが、いじめ予防のための地域のおばさん・おじさんからの提案等を行えると思います。本協議会ができて、5年程経過すると思います。前任からも、おそらくそ

ういった申出があったと思いますが、なかなか進まない現状があります。本協議会の会長を校長先生が担っていただいているので、進めていただきたい。例えば、5分でも10分でも、集会の最後に少しお時間をいただければ、地域でこういう活動している者がいて、皆さんに悩みがあって、もし、学校の先生に言えないことがあるが軽く相談してみようということがあれば、ぜひ話を聞いて相談機関の案内等をさせていただきたい。幼稚園や小学校については、人形劇、絵本の読み聞かせ、絵本の映像化等により、実施させていただけると思うので、連携を図ることを進めたいなというふうに思います。また、人権擁護委員の職務と本協議会の役割とで小中学校について関係している他の事項としては、SOSミニレターというものがあります。便箋に書いたものを折って入れると、人権擁護委員の手元に届くというもので、毎年6月頃に配付するほか、随時いつでも書けるように、予備も置かせていただいております。昨年は、伊勢・度会管内は6通、全県では75通の実績でした。深刻ないじめ問題ということであれば学校に直接連絡をするところですが、伊勢・度会管内では、悩みごと相談というものが多くそういったものはなかったと聞いております。

このように、いじめ防止のために少しでも関わられるような取組もできなくはないかと思いますし、子供達の目先を変え、少し違ったアプローチもできると思いますので、ぜひ進めさせていただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

(委員)

志摩市民生委員児童委員協議会連合会では、登校の見守りや学校との情報共有を行っていることについて、これまでの会議でも何度かお伝えしておりますが、今年度も引き続き、各地区でその活動を進めています。

1学期に私も登校の見守りをする中で、子供が学校の下まで来ているけれども行きにくい状況を発見しました。その子に声をかけて、一緒に話をしながら、学校の昇降口から教室へ向かうのを見届けて帰ってくるのが数回ありました。

聞いてみると、友達との関係が上手くいってないなどの話が出てきたりしますが、子供達のそういった訴えをしっかりと聞き、寄り添うようにしています。学校には、そのことについて共有していますが、そのほかにも登校の見守りをする中で、気になる子供はおり、同じように対応させていただきました。

その子供達に、児童委員の存在と、どんな活動をしているかということを啓発するために、磯部地区の民児協では、夏休みに放課後児童クラブに行き、子供たちと交流をしました。

子供達と遊ぶ中で、児童委員が身近な大人ということで、様々なことを話し

てもらって、子供達が、学校や家庭、友達の間、地域の中でなど、嫌なことがあったときに、また、誰にも言えずに悩んでいることや困っていることがあったときに、児童委員のことを思い出してもらい、そっと話をしてほしいということ、児童委員が聞いた内容は必ず秘密を守るということをお子様に伝えてきました。

保護者については、今年新1年生として入学した保護者は、特に、子供の学校生活のこと、友達関係のことを心配され、子供を横断歩道のところで見送る方、学校まで送って行かれる方もおられます。

そういった保護者にも必ず声をかけ、保護者の思いも聞かせてもらい、児童委員はこういう存在だというようなことをお話させてもらった上で、何でも言ってください、お話を聞かせてくださいといったようなことをお伝えしています。そういう方にも寄り添っていけるように努力していきたいと思っています。

志摩地区の方では、新一年生として入学した子供の家庭に身近な存在になれるようにということで訪問をさせていただき、児童委員の存在をアピールしています。そういった活動を通して、身近な大人がいるということで、子供達がいろんなことを話していけるような関係づくりをもっと深めていけたらいいなというふうに思います。

(委員)

民生委員の皆さんには、磯部地区・志摩地区において毎朝登校の見守りを行っていただいているほか、学校に情報を共有していただいています。ありがとうございます。

(委員)

今お話しいただいたように、登校している時の顔や様子が学校の玄関に入ってから後ものとは違うという子供が少なからずいます。

東海小学校についても、今日はこんな様子だったということをお話していただくときがあります。たくさん違った人の目で子供を見ていただくのは本当にありがたいなと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願ひします。

(委員)

いじめ問題に対する取組、向き合い方、スタンス等を皆さんに知っていただくため、児童相談所からご報告を3点ほどさせていただきます。1点目は、児童相談所にもいじめ相談というカテゴリーがありますが、一方からしかお話を聞いてないことや双方の情報の調査ができないこと、持ち込まれること自体が少ないことから、いじめ相談は児童相談所があまり得意とするところではあり

ません。そのような中で、日々の相談業務や施設にお預かりしている子供からは、いじめを受け、又は加害をしていないかということは、気をつけて聞いています。もし、そういう話を聞いた場合、すぐに学校や教育委員会に相談・報告をすることとしています。2点目は、虐待や不適切な養育のある家庭で関わる子供について、いたずら的であったり、コミュニケーションが苦手であったり、べたっとしていたり、障害があったりする子がいますが、学校に様子を聞くと、周りの子がサポートしてくれていますということがほとんどで、先生方が学校や学級づくりを上手に実践されているのだということを日々感じています。3点目は、児童相談所でも4月と11月にピンクシャツ運動を実施しており、職員の中でも浸透しています。

(委員)

最初のお話にありましたように、小学校においては、やはり登校渋りが随分あるような気がします。これは臨床心理士の先生にご相談した時に、全国的な話であると聞いています。ただ、それが不登校につながるかどうかというのは、それぞれのケースで違いますが、少し朝気分が優れないなど細かいちょっとした何かがあった時に、学校に行きたくないという連絡は増えた気がします。

それは大なり小なり、コロナの影響もありますと臨床心理士の先生は仰っていました。

また、いじめということに関しては、教育委員会に報告し、直接対応を依頼しなければならないような重大なものはありませんが、常々、保護者や子供達に対し、いじめは起こさないことも大事ですが、起こってしまった時に、自分達でその解決をする経験をしてもらいたいというようなことをお話ししています。今の学校は、殴り合いのけんかは本当になくなりました。やはり先生が間に入るというのが、けんかが大きくなる大きな理由だと思います。ただ、そのように先生の力を借りずに、自分達で意見を言い合いながら解決していくことが少し減ってきた中であって、学年が上がるにつれ、きちんと自分達で話をして、トラブルを解消する経験を積ませたいというようなことを、特にこの4月から、高学年とよく話をするようになりました。そのような経験が、将来の生きる力につながっていくのではと思っています。

(委員)

中学校では、市内全学校とも実施しているかと思われませんが、各クラスにおいて担任が、視点を充てる生徒を決めて、仲間づくりのレポートを書きます。

東海中学校では、一昨日、校内研修ということで、4月から1学期終了までの時点で、視点生徒を決めて、各担任がレポートを書き、それをみんなで情報

共有するとともに、教育委員会からも指導主事に来てもらい、アドバイスをいただくという取組をしています。今後、2学期の中間発表、そして1年間を通し、その生徒や周りの生徒達がどのように変容したかということを見守っていきます。

生徒達が安心して登校できる安心安全な学校、それゆえ自分の思っていることを、いつでもどこでも発信できるような、そういう学校づくりをしていく中であって、東海中学校2年目の自分が思ったこととしては、生徒数が減ってきており様々な弊害がある一方で、上級生と下級生の仲がよく、垣根がないというところ です。体育祭などにおいても、学年ごと、クラスごとの対抗戦といったものでなく、上級生も下級生も一緒になって、下級生が走るところを一生懸命上級生が応援するとか、そういう微笑ましく温かい姿も見られます。そういったように、上級生の高圧的な態度がないというところも、学校に行きたいなと思わせる一つの要因なのではと考えます。これについては、ピンクシャツ運動の取組をはじめこれまでの先輩達のここに至るまでの努力を後輩が引き継いでいるところもありますので、あくまで子供達が主体となり、先生はバックアップしながらそのような雰囲気を作っていける土壌はそのまま続けていきたいなと思っています。

また、不登校等に関していうと、昨年度、東海中学校の取組である不登校支援部会の中で、およそ月に1回ほどのペースでその部員が集まり情報共有をしていたのですが、結局情報共有で終わってしまうという点や、部員の中に一番子供達に近い担任等が含まれないような場合も出てきており、これをもっと全員で情報共有できないかということで、今年度4月から月1会というものを立ち上げました。これには全教職員が入るほか、介助員、学習支援教員にも入ってもらい、日頃の様子について情報共有をします。この会を月初めぐらいに行えるよう、ノー部活デーを使って、部活動のない日に子供達を帰らせてから、職員がその会に参加します。月初に情報を共有し、月末にある職員会議で対策・共有してといった方法でPDCAサイクルを実践できる形で今年度はスタートしています。

昨年度は、東海中学校も卒業した3年生の中に、たくさんの不登校、若しくは不登校傾向の生徒がいましたが、今年度はかなり減り、今のところ、3学年で不登校30日以上が2名の状況です。2学期に向けて心配な生徒もいますが、スクールカウンセラーにつなげるなど、取組を継続していきたいと思っています。

(委員)

全体を通じて、ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、議事(3)その他について事務局から連絡等がありましたらお願い

します。

(事務局)

事務局の方から連絡事項2点申し上げます。

まず1点目です。本会議の会議録につきましては、事務局で調製後、委員の皆様へメール等により送付させていただき予定をしております。

続きまして、2点目です。本会議につきましては、年間2回で計画しており、次回の会議につきましては、年明けの1月か2月頃を予定しています。

また、日程調整の時期になりましたら、連絡させていただきますのでよろしく申し上げます。

(委員)

では、本日の会議の事項は以上となります。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。

これをもちまして、第1回志摩市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。